

平成 29 年度 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項に基づき、地方独立行政法人明石市立市民病院（以下「本院」という）における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するために定めるものである。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法の例によるものとする。

3 適用範囲

この方針における調達を行うべき範囲は、本院の全ての組織とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から同条第 4 項に規定する施設等
- (2) 障害福祉サービス事業所の共同受注窓口
- (3) 特定非営利活動法人明石障がい者地域生活ケアネットワーク（以下「135E ネット」という。）

5 調達対象品目

調達対象品目については、分野を特定せず、広く調達を行うよう努める。

6 調達目標

障害者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の調達実績を上回ることを目標とする。

7 推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達推進のため、次の取組を行う。

- (1) 市ホームページ等を活用し、障害者就労施設等の情報を提供する。
- (2) 135E ネット等の協力を得て、障害者就労施設等からの調達を推進する。
- (3) 本院関係部署との連携を図り、地方独立行政法人明石市立市民病院契約規程第 22 条第 1 項第 8 号の規定に基づく随意契約を積極的に活用する。

8 調達の方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成した時は、本院ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、本院ホームページ等により、速やかに公表する。

当院で調達方針に基づき、調達可能なもの（案）

（前提）明石市内の障害者就労施設は、長期の役務の受託が不可能。基本的に短期か、パン等の物品購入に限られている（障害福祉課）。135E ネットを通じてだと、その幅が広がる。

- ① 秋の落ち葉拾い
- ② 県道のポイ捨てタバコの掃除
- ③ 普段掃除ができない、院内の壁の清掃。
- ④ クロネコヤマトが直接当院に収集に来る荷物を、クロネコヤマトの中継地に持って行ってもらう。
- ⑤ 花壇の水やり（3階屋上庭園等）
- ⑥ 封筒に郵便物を入れる（地域医療連携課）
- ⑦ 公用車の清掃（安全な作業スペースがあるのか？）
- ⑧ 車椅子、歩行器の拭き掃除
- ⑨ スプリング式マットレスの掃除機（レイコップ）での掃除。